

●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年11月19日

香川県監査委員 仲 山 省 三
 同 鍋 嶋 明 人
 同 宮 本 欣 貞
 同 都 村 尚 志

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入について 国庫交付金について、受入れが1箇月遅延しているものがあった。（労働政策課）</p> <p>イ 契約について (ア) 印刷物の発注について、契約金額が50万円を超えているにもかかわらず、予定価格調書及び契約書を作成していないものがあった。（栗林公園観光事務所） (イ) 消防用設備等の点検業務委託について、契約書に委託内容を明確に記載する必要がある。（栗林公園観光事務所）</p> <p>ウ 支出負担行為について 委託業務について、予算の流用承認を受けた上で支出負担行為をする必要があるにもかかわらず、手続を行っていないものがあった。（観光交流局）</p> <p>エ 財産について 失効した意匠権について、公有財産異動報告伺書を作成し、総務学事課長の承認を受ける必要があるが、その手続が行われていなかった。（産業技術センター）</p>	<p>ア 収入について 今後は、速やかに収入手続きを行う。</p> <p>イ 契約について (ア) 今後、契約金額50万円を超える印刷物の発注については予定価格調書及び契約書を作成するよう徹底する。 (イ) 平成22年度の契約から、仕様書を作成し、委託内容を明確化した。</p> <p>ウ 支出負担行為について 他の事業執行の状況にかかわらず、予算調整室に対し、流用の要求を行い、適切な予算管理、執行管理に努める。</p> <p>エ 財産について 直ちに公有財産異動報告伺書を作成し、総務学事課長の承認を受けた。</p>
検討指示事項	平成14年度の包括外部監査結果を受けて、試験研究機器（重要物品）につ	重要物品の購入効果については、毎年度末に使用実績等をもとに評価する

<p>いて、稼働状況の把握と購入効果の評価を毎年度実施することになっていたが、購入効果の評価を実施していないものがあるので、今後、検討する必要がある。(産業技術センター)</p>	<p>とともに、導入後5年経過したものなどを対象として、以降の活用、処分方針を決定することとした。</p>
---	---